

議案第24号

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町手数料徴収条例（平成12年3月8日三宅町条例第24号）の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するものとする。

令和 7年 3月 4日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三宅町手数料徴収条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第2条中第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 地籍調査の成果の写し交付手数料

国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条第2項に規定する地籍調査の成果
の写しの交付

- ア 座標値一覧表 1筆につき 300円
- イ 地籍図根点一覧表 1枚につき 300円
- ウ 地籍図 1枚につき 300円
- エ 集成図 1枚につき 300円
- オ その他地籍調査の成果 1枚につき 300円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三宅町手数料徴収条例（平成12年条例第24号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（27）（略）</p> <p><u>28 地籍調査の成果の写し交付手数料</u></p> <p><u>国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項に規定する地籍調査の成果の写しの交付</u></p> <p><u>ア 座標値一覧表 1筆につき 300円</u></p> <p><u>イ 地籍図根点一覧表 1枚につき 300円</u></p> <p><u>ウ 地籍図 1枚につき 300円</u></p> <p><u>エ 集成図 1枚につき 300円</u></p> <p><u>オ その他地籍調査の成果 1枚につき 300円</u></p> <p><u>（29）（略）</u></p>	<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（27）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（28）（略）</u></p>

